

国民年金 事案 64

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から44年3月まで

市役所から納付状況とともに、特例納付の実施を知らせるハガキが届き、妻が集会所に出向き市の職員から説明を受けた。その時に職員がハガキに納付可能な金額を記入してくれ、その場で未納分全額を納めており、昭和43年5月から44年3月までの分が未納となっているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が特例納付をしたと主張する昭和53年7月頃は、特例納付できる期間であるとともに、申立人は、当時、市役所から送付された特例納付の実施を知らせるハガキを所持しており、集会所でハガキに記入されたとする金額は、特例納付による納付が可能であった金額と一致している。

また、当時、社会保険事務所と市役所の共催による年金相談が開催され、その時に特例納付分を含め保険料徴収が行われていたことが、当時の社会保険事務所及び市役所の職員の証言により確認できる。

さらに、申立人の申立期間以外の国民年金保険料は、すべて納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年9月までの期間及び47年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年7月から同年9月まで
② 昭和47年4月から49年9月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付書が送付されてきた都度、納付していた。A区に居住していた時期に納付していたのは間違いなく、未納であるとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和46年7月から同年9月までの期間及び②の期間のうち、A区に居住していた47年4月から49年3月までの期間については、i)申立期間に近接する44年4月から46年6月までの期間及び46年10月から47年3月までの期間の保険料が納付済みであること、ii)47年1月から3月までの期間について、申立人が所持していた領収証書に基づき、記録が訂正されており、これに近接する申立期間の納付記録にも誤りがある可能性が高いことを踏まえると納付していたものと認められる。

これに対し、申立期間②のうち、昭和49年4月から9月までの期間については、申立人がA区から転出した後であり、国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人から聴取しても保険料の納付状況が不明であり、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、国民年金保険料を納付したものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 46 年 7 月から同年 9 月まで及び 47 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 66

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険庁の記録では、申立期間の保険料が未納となっているが、当時は 3 か月ごとに自治会の役員が集金に来ており、その際に支払っていた。3 か月分のみ未納になることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 1 月の任意加入以降、申立期間以外はすべて国民年金保険料を納付している。また、国民年金手帳の検認印から、申立期間の前後の期間は、申立内容のとおり 3 か月ごとに保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が居住していた市では、昭和 45 年当時、国民年金保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在しており、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月から45年3月まで
昭和50年12月に、夫の分と併せて特例納付しているはずである。私の分は納付せず、夫の分だけ納付するはずがない。領収書が無いからといって、未納になってしまうのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約32年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、昭和42年8月以降、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の申立期間とほぼ一致する42年8月から45年3月までの分を50年12月26日に社会保険事務所において、特例納付している。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で付されている上、納付日を確認できる昭和46年度、59年度から平成8年度までの国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 68

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から42年3月まで
長男の育児が一段落した昭和39年4月から、市役所の支所の窓口において、2か月分ぐらいつ国民年金保険料を納付した。保険料は、納め始めてから2年間程は月100円で、その後200円に上がったと記憶している。保険料を納めたことは確かなので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間後の国民年金保険料を完納しているところ、国民年金手帳には、昭和39年の日付印が押捺されているため、申立人は39年に市役所の支所へ赴き、窓口到手帳を提示していることが確認でき、国民年金保険料を納付しなかったにもかかわらず、市役所の支所で年金手帳を提示したということは不自然である。

さらに、納付場所とされる市役所の支所は、昭和26年から存在し、国民年金の事務を取り扱っていたことが確認でき、また、申立期間の保険料額は、申立人の主張と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 69

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで

昭和48年5月に市役所で転入手続をした際に、窓口職員から国民健康保険に加え、国民年金にも加入するように言われたことから、国民年金に加入し、納付金額は覚えていないが、資格取得日にさかのぼって昭和46年度の6か月分と47年度の1年分を納付した。

昭和47年度の1年分は納付済みとなっているにもかかわらず、46年度の6か月分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当該申立期間の6か月を除き、国民年金の加入期間であった約31年間、国民年金保険料を納付している。

また、申立てのとおり、昭和48年5月の転入手続の際に国民健康保険と国民年金の加入手続をしたことが住民票及び国民健康保険の記録等から確認でき、この際、資格取得日にさかのぼって1年6か月分を一括して納付することが可能であったにもかかわらず、1年分だけを納付し、6か月分を納付しなかったというのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から同年 12 月まで

昭和 49 年 4 月以降、国民年金保険料は口座振替で納めてきたのに、当該申立期間だけ未納となっているのは納得できない。当時は、数店舗の飲食店を経営しており、支払いに苦慮する状態になく、もし未納があれば督促や催告されたはずだが、そういった記憶もない。未納となることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた区では、昭和 45 年 7 月以降保険料の口座振替が可能であった上、昭和 58 年当時申立人が口座振替により保険料を納付していたことが確認できる。

また、当時、口座振替が不能の場合や未納があれば区役所や社会保険事務所から催告状や納付書等が送付される扱いとなっていたが、申立人は催告等を受けた記憶がないと述べている上、申立人は納付を始めた昭和 49 年 4 月以降、申立期間の 9 か月を除き、国民年金保険料は納付済みとなっており、申立人の当時の生活状況等も踏まえると、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から44年3月までの期間及び47年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年10月から44年3月まで
② 昭和47年2月

昭和41年10月から44年3月までの期間については、母が加入手続きをし、その後、厚生年金に加入(44年4月)するまで、母の分と一緒に保険料を納めてくれていたため、納付している。

また、47年2月については、同月に厚生年金から国民年金への切替手続きをした際に、3月分と併せて納付している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親は、申立期間を含む国民年金の被保険者であった期間について完納しており、また、当時の集金人が、申立人の母親が申立人の保険料も一緒に納付していたと申立期間後についてはあるが、証言している上、母親の納付記録から、申立てどおり、母親が申立期間中に区役所へ出向していることが確認され、母親が申立人の加入手続きも行い、保険料を納付していた可能性が高いと考えられる。

また、母親の納付記録は、時効で納付できない期間もさかのぼって保険料を郵便局で納付したこととなっているほか、申立人の資格取得日も国民年金手帳の発行日後となっているなど、申立人及び母親の納付記録には不備が認められることを踏まえると、昭和41年10月から44年3月までの期間の保険料を母が納付していたという申立人の主張は、不自然ではなく信用できると考えられる。

さらに、47年2月の保険料については、同月に厚生年金からの切替手続きをしており、その後の申立人の国民年金加入期間については、国民年金保険料がすべて納付済みとされていることを踏まえると、同月の保険料のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年5月から47年3月まで

昭和44年5月以降は、区の集金人が自宅に集金に来ており、私が夫の分と一緒に納付していたので、私の分だけが未納になっているのは納得がいかない。国民年金手帳が昭和48年5月10日に再発行されているので、申立期間中の記録が抜けてしまったのではないかと。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた区では、申立期間の国民年金保険料は、区の推進員が集金、検認及び印紙のはり付けを行っていたこと、申立期間の夫の国民年金手帳の検認印は推進員によるものであることが確認でき、自宅に来ていた集金人に夫の分と併せて納付していたとする、申立人の主張を裏付けている。また、納付日を確認できる昭和48年7月から50年3月までの期間の国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付している上、申立期間について夫は納付済みとなっている。

さらに、昭和39年4月から同年12月までの期間の納付記録が、国民年金手帳の提示により未納から納付済みに訂正されていたり、被保険者台帳の資格取得日が訂正されているなど、申立人の納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から43年3月までの期間及び43年7月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和39年9月から41年3月まで
② 昭和42年10月から43年3月まで
③ 昭和43年7月から44年3月まで

申立期間のうち、①昭和39年9月から41年3月までの期間及び②42年10月から43年3月までの期間については、未納があるとは考えてもみなかったことであり、未納の督促も受けたことがないので、全部払っているはずである。

また、申立期間のうち、③昭和43年7月から44年3月までの期間については、43年4月にA市からB町に転居し、B町では、地区の組合長が国民年金の集金に来ていた。同居の父母と一緒に支払っており、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、②昭和42年10月から43年3月までの期間及び③43年7月から44年3月までの期間については、②の直前の41年4月から42年9月までの期間及び直後の43年4月から同年6月までの期間は、国民年金保険料を納付しており、しかも、43年4月から同年6月までの期間は未納から納付に納付記録が訂正されている、また、申立人が転居したB町では、申立期間当時、国民年金保険料について、国民年金協力員の配置及び地域単位における集金体制が整備され、しかも保険料収納率が高かったこと、過年度分の未納者に対しても納付勧奨を積極的に行っていたことが確認できたことから、申立人は、②及び③の期間

の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

- 2 一方、申立期間のうち、①昭和 39 年 3 月から 41 年 3 月までの期間については、国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（確定申告書等）が無く、申立人から聴取をしても、保険料の納付状況等が不明であり、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、②昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの期間及び③43 年 7 月から 44 年 3 月まで期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び40年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和36年4月から37年3月まで
②昭和40年4月から42年3月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間が未納となっていることが分かった。夫婦一緒に保険料を納付しており、夫は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である約33年間、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫は、昭和36年4月以降、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間である36年4月から37年3月までの期間及び40年4月から42年3月までの期間については47年4月24日に特例納付している。

さらに、申立人及びその夫の国民年金手帳の記号番号は夫婦連番で付されている上、納付日を確認できる昭和37年度から39年度までの期間及び42年度から53年度までの期間の国民年金保険料は、いずれも夫婦が同一日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、申立てに係る事業所は、昭和54年1月16日に適用事業所として適用されたこと、事業主は、申立人が同年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行い、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められることから、当該事業所の適用年月日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

昭和54年3月16日から同年4月1日までの被保険者期間が欠落している旨の回答をもらった。昭和54年3月16日に転勤はしたが、空白が生じることは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主保管による厚生年金保険新規適用事業所通知書及び雇用保険適用事業所設置届（事業主控）では、申立てに係る事業所の適用年月日等は昭和54年1月16日と記載され、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）及び厚生年金基金の加入記録等では、申立人の資格取得日等は同年3月16日と記録されている。しかし、社会保険事務所の記録では、当初、昭和54年1月16日と記録されていた適用年月日は、同年9月28日付けで同年4月1日に訂正され、資格取得日は、当初の同年3月16日から同年4月1日に訂正されている。かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の適用年月日及び事業主が届け出た申立人の資格取得日は当初の記録のとおりであることが認められ、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から、28万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、申立てに係る事業所は、昭和54年1月16日に適用事業所として適用されたこと、事業主は、申立人が同年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行い、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められることから、当該事業所の適用年月日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については28万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

昭和54年3月16日から同年4月1日までの被保険者期間が欠落している旨の回答をもらった。昭和54年3月16日に転勤はしたが、空白が生じることは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主保管による厚生年金保険新規適用事業所通知書及び雇用保険適用事業所設置届（事業主控）では、申立てに係る事業所の適用年月日等は昭和54年1月16日と記載され、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）及び厚生年金基金の加入記録等では、申立人の資格取得日等は同年3月16日と記録されている。しかし、社会保険事務所の記録では、当初、昭和54年1月16日と記録されていた適用年月日は、同年9月28日付けで同年4月1日に訂正され、資格取得日は、当初の同年3月16日から同年4月1日に訂正されている。かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の適用年月日及び事業主が届け出た申立人の資格取得日は当初の記録のとおりであることが認められ、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から、28万円とすることが妥当である。

厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、申立てに係る事業所は、昭和54年1月16日に適用事業所として適用されたこと、事業主は、申立人が同年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行い、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められることから、当該事業所の適用年月日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

昭和54年3月16日から同年4月1日までの被保険者期間が欠落している旨の回答をもらった。昭和54年3月16日に転勤はしたが、空白が生じることは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主保管による厚生年金保険新規適用事業所通知書及び雇用保険適用事業所設置届（事業主控）では、申立てに係る事業所の適用年月日等は昭和54年1月16日と記載され、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）及び厚生年金基金の加入記録等では、申立人の資格取得日等は同年3月16日と記録されている。しかし、社会保険事務所の記録では、当初、昭和54年1月16日と記録されていた適用年月日は、同年9月28日付けで同年4月1日に訂正され、資格取得日は、当初の同年3月16日から同年4月1日に訂正されている。かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の適用年月日及び事業主が届け出た申立人の資格取得日は当初の記録のとおりであることが認められ、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から、19万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、申立てに係る事業所は、昭和54年1月16日に適用事業所として適用されたこと、事業主は、申立人が同年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行い、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められることから、当該事業所の適用年月日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

昭和54年3月16日から同年4月1日までの被保険者期間が欠落している旨の回答をもらった。昭和54年3月16日に転勤はしたが、空白が生じることは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主保管による厚生年金保険新規適用事業所通知書及び雇用保険適用事業所設置届（事業主控）では、申立てに係る事業所の適用年月日等は昭和54年1月16日と記載され、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）及び厚生年金基金の加入記録等では、申立人の資格取得日等は同年3月16日と記録されている。しかし、社会保険事務所の記録では、当初、昭和54年1月16日と記録されていた適用年月日は、同年9月28日付けで同年4月1日に訂正され、資格取得日は、当初の同年3月16日から同年4月1日に訂正されている。かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の適用年月日及び事業主が届け出た申立人の資格取得日は当初の記録のとおりであることが認められ、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から、20万円とすることが妥当である。

厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、申立てに係る事業所は、昭和54年1月16日に適用事業所として適用されたこと、事業主は、申立人が同年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行い、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められることから、当該事業所の適用年月日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については17万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

昭和54年3月16日から同年4月1日までの被保険者期間が欠落している旨の回答をもらった。昭和54年3月16日に転勤はしたが、空白が生じることは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主保管による厚生年金保険新規適用事業所通知書及び雇用保険適用事業所設置届（事業主控）では、申立てに係る事業所の適用年月日等は昭和54年1月16日と記載され、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）及び厚生年金基金の加入記録等では、申立人の資格取得日等は同年3月16日と記録されている。しかし、社会保険事務所の記録では、当初、昭和54年1月16日と記録されていた適用年月日は、同年9月28日付けで同年4月1日に訂正され、資格取得日は、当初の同年3月16日から同年4月1日に訂正されている。かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の適用年月日及び事業主が届け出た申立人の資格取得日は当初の記録のとおりであることが認められ、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から、17万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、申立てに係る事業所は、昭和54年1月16日に適用事業所として適用されたこと、事業主は、申立人が同年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行い、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められることから、当該事業所の適用年月日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については19万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

昭和54年3月16日から同年4月1日までの被保険者期間が欠落している旨の回答をもらった。昭和54年3月16日に転勤はしたが、空白が生じることは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主保管による厚生年金保険新規適用事業所通知書及び雇用保険適用事業所設置届（事業主控）では、申立てに係る事業所の適用年月日等は昭和54年1月16日と記載され、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）及び厚生年金基金の加入記録等では、申立人の資格取得日等は同年3月16日と記録されている。しかし、社会保険事務所の記録では、当初、昭和54年1月16日と記録されていた適用年月日は、同年9月28日付けで同年4月1日に訂正され、資格取得日は、当初の同年3月16日から同年4月1日に訂正されている。かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の適用年月日及び事業主が届け出た申立人の資格取得日は当初の記録のとおりであることが認められ、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から、19万円とすることが妥当である。

厚生年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと、申立てに係る事業所は、昭和54年1月16日に適用事業所として適用されたこと、事業主は、申立人が同年3月16日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行い、申立人の申立期間に係る保険料を納付していたことが認められることから、当該事業所の適用年月日及び厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

- 1 氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

- 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月16日から同年4月1日まで

昭和54年3月16日から同年4月1日までの被保険者期間が欠落している旨の回答をもらった。昭和54年3月16日に転勤はしたが、空白が生じることは考えられないので再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から、申立人が申立てに係る会社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、事業主保管による厚生年金保険新規適用事業所通知書及び雇用保険適用事業所設置届（事業主控）では、申立てに係る事業所の適用年月日等は昭和54年1月16日と記載され、厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（副）及び厚生年金基金の加入記録等では、申立人の資格取得日等は同年3月16日と記録されている。しかし、社会保険事務所の記録では、当初、昭和54年1月16日と記録されていた適用年月日は、同年9月28日付けで同年4月1日に訂正され、資格取得日は、当初の同年3月16日から同年4月1日に訂正されている。かかる訂正処理を行う合理的理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立てに係る事業所の適用年月日及び事業主が届け出た申立人の資格取得日は当初の記録のとおりであることが認められ、社会保険事務所において有効な記録訂正があったとは認められない。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主が保管していた標準報酬決定通知書から、14万2,000円とすることが妥当である。

旭川国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 1 月から 39 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 1 月から 39 年 9 月まで

私の家庭では、弟は、高校卒業後、進学させてもらい、私は、進学しない代わりに結婚するまでの間、家業を手伝うとの約束で、習い事の費用と国民年金保険料を父親が負担していた。

保険料は、私が直接役場に現金を持参し、両親と自分の分を 6 か月分まとめて納めており、納めた分の領収印はきちんともらっていた記憶がある。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を父親が負担していた理由及び保険料の納付方法について具体的かつ詳細に説明しており、その内容に合理性が認められる。国民年金手帳記号番号の払出しは、おおむね 20 歳の頃と推定され、保険料として記憶している金額（1 か月 100 円から 150 円）は、申立人又は父母の当時の保険料と一致するなど、申立内容は信用できる。

また、両親の納付記録は、申立期間を含めてすべて納付済みとなっており、申立内容と整合する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 3

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月

昭和 46 年 2 月、結婚を機に会社を退職するとともに F 市から A 市に転居し、転入手続と併せて国民年金の加入手続を行なった。

私は資格取得した昭和 46 年 3 月から納付書により保険料を納めてきており、同年 3 月分のみが未納となっていることに納得できない。記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、昭和 46 年 3 月 1 日から国民年金に加入し、申立期間直後の昭和 46 年 4 月から同年 6 月までの保険料は、納付期限内である同年 7 月に納付していることが確認できる。加入年月日及び申立期間直後の納付状況が申立内容と一致することからみて、昭和 46 年 3 月に加入手続を行い、納付書で保険料を納めたという申立人の主張は十分信用できる。

また、申立人は、任意加入をしており、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているなど、年金保険料の納付意識が高かったと考えられ、さらに申立期間は 1 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

旭川国民年金 事案 4

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月及び同年 3 月

私は 20 歳で国民年金に加入し、当初から農協の組合員勘定制度を利用して納入してきており、未納となっていることに納得いかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、20 歳で国民年金に加入した直後の 2 か月と短期間であり、国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の 20 歳到達月の前月である昭和 44 年 1 月に行われていることから、20 歳で加入する意思があったことが認められる。

また、農協の組合員勘定制度を利用して国民年金保険料を納付することは、収穫期以外に現金収入のない農家にとって通常の方法であり、加入手続を行った時期や申立期間を除き保険料をすべて納付している点を考慮すると、申立期間のみ保険料を納付しなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は、母親が組合員勘定制度を利用して国民年金保険料を納付する際、併せて納付したとしており、母親については、申立期間を含めて保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納入していたものと認められる。

旭川国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

私と夫は、昭和48年2月から60年3月まで自営業（設計事務所）を営んでおり、国民年金保険料の納付は、いつも夫の分と併せて同じ日に同じ期間の分を納付していた。

当時は経営も安定しており、納付しない要因もなく、納期に遅れたこともない。今まで、役場や社会保険事務所から保険料納入を催告する文書、電話、訪問などは一切なかった。

私の分だけ未納になることは考えられないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

また、夫の納付状況を見ると、申立期間の保険料は納付済みとなっており、申立期間の前後において、申立人及びその夫が保険料免除を受けている状況も無いことから、当時は自営業の経営が安定しており、納付しない要因もないという申立人の主張に不自然さはみられず、申立期間についてのみ、夫の保険料だけを納めて、申立人の保険料を納めなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から38年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から38年8月まで

父親が個人経営する左官業を家族で手伝っていて、当時事業も順調であった。父から厚生年金の適用事業所となるまで給与天引きで国民年金保険料を納めていたと聞いており、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てのとおり、当時、母親、長兄、次兄及び申立人（三男）の4人は、父親が経営する左官業を手伝っていて、厚生年金の適用事業所になったことに伴い、そろって昭和38年9月から厚生年金に加入している。

国民年金制度が発足した昭和36年4月から母親、長兄及び次兄の3人については国民年金に加入しており、「父親が給与から保険料を天引きして納めていた」との次兄の証言がある。事実、3人については、保険料が納付されていることから、父親が、昭和37年2月に20歳となった申立人についても国民年金の加入手続をとり、給与から保険料を天引きし、納めていたと考えることが自然である。

また、次兄は、申立人についても「当時、保険料として月額100円ぐらいを給与から天引きされていた」旨、証言しており、これは当時の保険料額に一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年6月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年6月から同年9月まで
昭和59年か60年の暮頃に、未納期間について一括納付の納付書が届き、驚いて市役所へ相談に行った。その場で1か月ずつの手書きの納付書に作り直してもらい、毎月銀行の窓口で納めてきた記憶があり、未納は考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短く、申立人は、昭和53年7月以降、厚生年金と国民年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適切に行っており、申立期間を除き、国民年金加入期間については、保険料をすべて納付している。

また、加入手続を行った翌年の昭和61年度分については前納を行い、かつ、61年4月以降で納付日を確認できる期間についてはすべて納付期限内に納めていることから、保険料を納付する意欲が高かったと認められる。さらに、申立内容は具体的であり、当時市役所において過年度納付書の発行を行っていたことも確認でき、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 1 月から同年 3 月まで

平成 19 年 5 月に年金記録の確認を行ったところ、昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月まで未納と言われた。その後、48 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月分について領収書が見付かり、これを提示したところ、同期間は納付済みに訂正された。

昭和 48 年 11 月末に A 県から B 県に転居しているが、国民年金の加入等各種手続はきちんと行い、国民年金保険料はきちんと納付してきたので、転居直後の 3 か月分だけが未納ということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫が厚生年金に加入中も国民年金への任意加入の手続を行い、また、夫が失業して国民年金に未加入の時期において自らは国民年金に強制加入の手続を行っている。

また、当初未納とされた昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までの 12 か月間のうち、48 年 4 月から同年 12 月までの 9 か月間については領収書が見付かり、記録の訂正が行われている。しかも、申立人は、昭和 48 年 11 月末に転居しているが、同年 12 月分を同年 11 月 22 日に、同年 10 月分及び 11 月分を同年 11 月 26 日にそれぞれ前住居地（A 県）で納付しており、納付意欲は高かったと認められる。

これらのことから、申立人が、「転居に伴い、国民年金の加入等各種手続はきちんと行っており、国民年金保険料はきちんと納めてきた」との主張には信憑性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 8

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月

20 歳になった昭和 37 年 11 月に国民年金に加入し、52 年 8 月に就職するまできちんと納付している。昭和 56 年 5 月に退社後、すぐに国民年金に再加入し、60 年 8 月に再就職するまで、毎月納付書で納付した記憶があり、58 年 3 月分だけが未納とされているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立期間及び 3 号被保険者期間を除き国民年金加入期間については、申立人の保険料はすべて納付済みとされている。

また、申立人は、申立期間以降、国民年金と厚生年金の切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に行っている。

さらに、申立人は、昭和 37 年 11 月（20 歳時）に国民年金に強制加入した上、38 年 10 月に結婚してからも任意加入の手続を行い、合計で 144 か月に及ぶ任意加入期間について保険料を納付しており、保険料納付の意欲が高かったと認められる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、昭和 51 年 11 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失していること、及び同年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月

私が所持している国民年金手帳には、昭和 51 年 11 月 1 日に国民年金の被保険者資格を喪失したとの記載があるにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、51 年 10 月 1 日資格喪失と記載され、10 月の保険料納付の記録が無い。

私は、年金手帳の記録のとおりに入会し、保険料を納付しており、未加入及び未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 11 月 1 日に A 大学に臨時職員として就職していることが勤務先の在職証明によって確認され、厚生年金被保険者資格を取得した同日をもって国民年金被保険者資格を喪失したことは明らかである。

B 市では、申立人の年金手帳の資格喪失日を昭和 51 年 11 月 1 日と記載しながら、被保険者名簿では同年 10 月 1 日としており、同市において事務手続の誤りが認められる。

また、資格喪失の届出が行われたのは、B 市が保管する被保険者名簿によれば昭和 52 年 3 月 22 日となっているが、当時、同市においては未納保険料の積極的な納付勧奨が行われており、申立人はこの勧奨により同市の窓口へ出向いたと推察され、納付勧奨により支所窓口に出向きながら、申立期間の

保険料を納付しないのは不自然である。

さらに、申立人は、大学在学中の昭和 50 年 5 月から国民年金に任意加入し、翌 51 年 11 月に就職するまでの 18 か月間のうち、申立期間である同年 10 月の 1 か月分を除き、保険料はすべて納付期限内の納付となっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 51 年 11 月 1 日に国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 7 月から同年 9 月まで

社会保険事務所の記録では、昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとされたが、当該期間については、同居していた義母が義父及び私たち夫婦の 4 人分を共に納付しており、私だけが未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時、義母が義父及び申立人及びその夫の保険料を納付しており、義父母及び申立人の夫の国民年金加入期間についてはすべて納付済みとされていることから、申立人だけが申立期間について未納となっているのは不自然である。

さらに、納付日が確認できた昭和 46 年 4 月から 55 年 3 月までについては、申立期間を除き、夫婦の保険料がすべて同一日の納付となっていることから、申立期間についても夫婦の保険料が一緒に納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から同年3月まで

社会保険事務所に照会したところ、当初、昭和41年4月から同年12月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間について、未納となっていたことが分かった。このうち、41年4月から同年12月までの期間については、国民年金手帳に納付済みの記録があったことから、平成19年7月に記録が訂正されたが、申立期間については納付事実が確認できないとの回答があった。

私は、全額免除を受けていた昭和42年度分を一括して追納するなど、国民年金保険料をまじめに納めてきており、当該期間のみが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。また、昭和42年4月から43年3月までの全額免除期間の保険料を52年3月に一括して追納しており、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみ保険料が未納となっているのは不自然である。

また、夫は、申立期間については国民年金に加入していないものの、申立人とともに国民年金に加入した昭和37年12月以降、3度（計93か月）国民年金に加入しているが、いずれも未納期間はなく、納付している。

さらに、申立人が所持していた国民年金手帳及びA市が保管していた被保険者名簿に納付済みの記録があったことから、昭和41年4月から同年12月までの期間については、平成19年7月に記録が訂正されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録について、平成19年3月20日に照会申出書を提出したところ、昭和40年1月から同年3月までの期間が未納との回答をもらった。

申立期間中は定期的に区役所へ赴き、1か月当たり100円の保険料を納め、国民年金手帳に検認印を押してもらった記憶が鮮明にある。この3か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和37年9月に国民年金に加入し、その後、現在まで少なくとも4度転居したとみられるが、その都度、手続を行い国民年金保険料を納めている。申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料を、すべて納付している。

また、年度内の一部に未納があれば存在するはずの特殊台帳が存在しない。

さらに、申立期間の保険料月額100円で、申立ての内容と一致しているほか、当時の区役所における保険料の収受方法も、申立てのとおりであったことが確認できた。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

社会保険事務所から、昭和43年1月から同年3月までの期間について、納付事実の確認ができなかったとの回答をもらったが、国民年金手帳の当該期間には、㊦のゴム印が押印されている。納めていた記憶があるので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の印紙検認記録欄には、申立期間である昭和43年1月から同年3月までについて国民年金保険料が納付される際に押印される㊦のゴム印が押印されており、国民年金保険料が納付されたことが確認できる。

また、申立人は、申立期間において、国民年金に任意加入しており、保険料を納付する意識は高かったものと考えられ、事実、申立期間の前後は納付済みとなっていることから、申立期間が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

新潟国民年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人は、昭和38年8月から45年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年8月から48年3月まで

昭和38年8月当時は学生であったが、国民年金に任意加入し、大学を卒業後、45年11月に婚姻するまで、母親が何か月かに一度国民年金保険料の集金に来る集金人に、自分の分の保険料を払ってくれていた。婚姻後も任意加入したが、昭和38年8月から48年3月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間における婚姻前の期間(昭和38年8月から45年10月まで)については、現在、社会保険庁に存在する申立人の記録のほかに、氏名(旧姓)、生年月日、資格取得日及び区名(申立人が婚姻まで実際に居住していた区と合致している)が同一であるものの、異なった国民年金記号番号の記録が見付かっている。この記録については、区保管の紙台帳が処分されているため詳細は確認できないが、申立人の記録である可能性が高い。

また、当時の国民年金保険料の集金方法は、申立内容のとおりであったことが確認できる。さらに、申立人の父は、当時加入率の低かった10年年金に加入しており、年金に対する理解が深かったと考えられる上、両親共に申立期間も含めて加入期間に未納が無いことから、娘である申立人についても、国民年金に加入し、保険料を納付していたとの主張に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間における婚姻後の期間(昭和45年11月から48年3

月まで)については、申立人は任意加入の手続を行ったのが婚姻後すぐではないと言明しており、事実、婚姻後、申立人が居住していた市に、申立人が昭和48年3月2日(婚姻して約2年4か月後)に国民年金に任意加入したとの記載がある被保険者名簿及び国民年金記号番号払出簿が残っているほか、申立人が現在所持している国民年金手帳に記載された資格取得日も同日となっている。この任意加入日の記録を前提にすると、任意加入期間である当該期間については、任意加入当月の48年3月分(未納とされている)を除き、それ以前は、制度上さかのぼって納付することができないこととなる。

また、当該期間においては、国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料(家計簿、確定申告書等)は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年8月から45年10月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 37 年 9 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料が未納とされている。国民年金に加入した 20 歳当時から保険料を納付しており、未納となっているとは考えてもみななかったので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、20 歳で国民年金に加入した直後の 7 か月であり、申立期間後は、60 歳に到達する前月までの国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

申立人の国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号の払出日から 20 歳到達後間もなく行われたと考えられるが、加入手続を行った時点で納付可能であった申立期間の分のみを納付しなかったのは不自然である。

また、申立人は、厚生年金から国民年金への切替手続を 4 回行っているが、すべて適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、申立期間の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで
社会保険庁の納付記録では、昭和46年度の国民年金保険料が未納とされている。当時、世帯主である父が、私と私の妻の国民年金保険料を納付していた。妻の納付記録には未納が無く、私だけ46年度分が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間約26年間のうち、申立期間である昭和46年度の1年分を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立てによれば、申立期間を含めて夫婦の保険料は、申立人の父が納付していたとのことであるが、申立期間に係る妻の保険料は、昭和46年10月、B市で納付されたことが同市の国民年金被保険者名簿の検認記録から確認でき、国民年金加入期間について、すべて納付済みとされている。

さらに、申立期間について、B市の国民年金被保険者名簿の検認記録では、納付を意味する納が押印された後に二重線で訂正され未納とされているが、その理由等については市役所においても不明であり、訂正が誤って行われた可能性も考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

埼玉国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から6月まで
社会保険庁に照会したところ、昭和49年4月から6月までの3か月分が未納となっていることが分かったが、申立期間も含め完納しており、3か月だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、3か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。
また、納付日が確認できる昭和45年度から平成15年度までの保険料は、申立期間を除きすべて納付期限内に納付されており、国民年金保険料を納付する意欲が高かったものと考えられる。

さらに、国民年金加入時から現在まで同じ仕事に従事し、申立人の生活は安定しており、保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

埼玉国民年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年3月

母親が21年も寝たきり状態で障害年金を受給していたので、若いときから年金保険料は義務だと感じこれまで納付してきた。同居していた両親と共に国民年金に加入し、申立期間当時は父親が国民年金保険料を納付していたが、30年前のことなので領収書など所持しておらず、納付場所も不明だが、保険料を納付していなかったとは思えない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、父親とともに自営業を営み、20歳から60歳になるまでの間、申立期間を除き、申立人の国民年金保険料を、すべて納付している。両親についてみると昭和36年4月からそれぞれが60歳になるまで間の保険料を、母親は完納し、父親も申立人の申立期間を除き完納しており、家族そろって国民年金の納付意欲が高かったことが認められる。

また、管轄する社会保険事務所において、申立期間に係る申立人及び父親の昭和48年度の納付記録のみ喪失していることが不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料については、妻が各公共料金などと一緒にお金を区分けして準備し、市の出張所に持参して納付していた。申立期間のみ納付事実が確認できないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、30 歳を契機に国民年金に加入し、手続後は、過年度保険料の納付期間も含め、申立期間を除く約 35 年間、納付済みとされており、納付方法が確認できる昭和 62 年以降はすべて現年度に納付していること、申立期間前後において前納制度を活用していること及び平成 11 年度から付加保険へ加入していることなどから、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料は、市の出張所に持参して納付していたとの主張については、個人事業を営みながら妻の管理の下で支払いがなされていたこと及び自宅と支払場所が近いことなど、申立内容に不自然さは見られない。

さらに、委託されている税理士の証言によれば、申立期間当時、国民年金保険料を納付するのに十分な経営状態であったことも確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年4月から58年2月まで

昭和55年7月から58年2月まで専門学校生であったが、当時、親からの仕送りに国民年金保険料が含まれていたため、申立期間に係る保険料は、四半期ごとに地元の信用金庫で納付していた。前年についても納付済みとなっており、申立期間について免除申請した記憶はなく、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年7月から58年2月まで専門学校生であったが、この間の国民年金保険料は、申立期間を除き、すべて納付している。また、申立期間については、本件申立てに先立つ納付記録の照会によって、社会保険庁のオンライン記録と被保険者台帳の齟齬が判明し、当初未納となっていた記録が全額免除に訂正された経緯がある。

申立人は、国民年金及び厚生年金の加入記録があるが、申立期間を除き未納は無く、切替手続も適正に行われている。また、申立期間については、母親からの仕送りによって国民年金保険料を賄っていたとしているが、当時の預貯金通帳から十分な資力があつたことが確認できる上、仕送りを行った母親も国民年金に任意加入し、全期間保険料を納付しているなど、親子共に納付意識が高かったと考えられる。

さらに、申立人の住所履歴等からみて、当該信用金庫で納付できる保険料は、申立期間の保険料と考えられ、申立期間について当該信用金庫で納めたことと鮮明に記憶しているとの申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

昭和52年7月21日に国民年金に任意加入して以降、保険料をすべて払ってきたはずであり、昭和53年3月から61年3月までは付加保険料も併せて納付していた。ところが、納付記録では、昭和60年1月から同年3月までの期間が未納とされていた。

未納とされている期間に続く昭和60年4月から同年6月までの3か月間は前納（付加保険料を含む。）したことになるが、当該期間を未納にしたまま前納するはずがなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は厚生年金加入者であったが、申立人は、国民年金に任意加入しており、国民年金加入期間について3か月の申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間に続く昭和60年4月から6月までの分の国民年金保険料の収納年月日は、60年4月30日に前納したとされているが、その時点で申立期間について納期限内に現年度納付することが可能であるとともに、60年4月から6月までの国民年金保険料よりも申立期間の国民年金保険料の方が安く、申立期間について未納のまま60年4月から6月までの分について前納したというのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 2 月及び同年 3 月

60 歳になった平成 18 年 11 月頃、年金加入期間のお知らせの通知を受けた。それによると、未納期間があると記されていたため、同年 12 月、国民年金保険料納付記録について照会をしたところ、昭和 46 年 2 月及び 3 月を含む 3 か月分が未納であるとの回答を得た。私は、公的な支払に関しては、最優先としており、退職して間もない時期の昭和 42 年 3 月については未納であることを認めるが、その他の期間についてはすべて納付しており、この 2 か月が未納というのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は厚生年金加入者であったが、申立人は、婚姻と同時に国民年金に任意加入し、申立期間を含めた 18 年余りの任意加入期間及び強制加入期間については、申立期間の 2 か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している（婚姻前の昭和 42 年 3 月の 1 か月の未納を除く。）。

また、申立期間直後の昭和 46 年 4 月から第 3 号被保険者となる直前の 61 年 3 月までの間については、納付日が確認でき、すべて 3 か月分ずつ国民年金保険料を納付しており、おおむね納付期限内に納付している。

さらに、申立期間の前後で申立人及びその夫の仕事や住所に変更はなく、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の 2 か月が未納とされ、その前後の期間については納付済みとされているのは不自然である。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について保険料を納付していたものと認められる。

釧路国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 6 月から 39 年 3 月まで

当時大学生であったが、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月 1 日に、両親と私の 3 人で一緒に国民年金に加入し、亡き父が 3 人分の保険料を支払ってくれていた。私が 20 歳になったのは翌年 6 月のため、その後、資格取得時期は 37 年 6 月に変更されているが、生前、父からは、学生であっても国民年金保険料は納めたほうがいいので、学生期間中の保険料はすべて納付していると聞かされていた。それなのに、この期間のみ未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、当時、大学生であった申立人は、父親の意向で国民年金に任意加入したものであり、両親は、国民年金制度発足当初から加入し、申立期間を含めて保険料をすべて納付済みであることから、納付意識の高かった父親が、20 歳の加入当初は保険料を納めず、学生時代の途中から突然納付を開始したというのは不自然である。

さらに、市では、申立人が 20 歳前なのに国民年金への加入を認め、その後資格取得年月日を訂正していることから、加入手続において不適正な事務処理を行っていることが確認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月まで

昭和 55 年 4 月に歯科医院を開業して以降、国民年金に加入し夫婦一緒に保険料を納付してきた。妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人の未納とされている期間は、国民年金の加入期間の中で当該申立期間のみであり、申立期間以降現在まで夫婦共に保険料を完納している。

また、申立期間直後の昭和 56 年度から 58 年度までの分は、社会保険庁が保管する被保険者台帳において、夫婦が同時期に同じ方法で納付していたことが確認できるほか、納付年月日が確認できる 59 年度分以降のほとんどすべての期間において、夫婦で同一日に納付していたことから、申立期間についても、夫婦と一緒に保険料を納付したものと推認される。

さらに、昭和 57 年度から 60 年度までの保険料は前納で納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岩手国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月まで
社会保険事務所に、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、昭和 36 年 7 月から 37 年 3 月までの期間が未納であるとの回答を得た。昭和 36 年 4 月から、父が兄と私の国民年金保険料を納付組織を通じ納付していたはずであり、私だけが申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人の昭和 37 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付があったとされているとともに、この保険料については、昭和 37 年 4 月以降厚生年金に加入していることから、還付されたとされている。一方、当時の社会保険庁の取扱いによれば、還付金がある場合に未納保険料があるときは、還付金をその保険料に充当することとされていた。このため、申立期間について充当することなく還付されている本件については、当時、社会保険庁の記録上も、申立期間について、納付済みとされていたものと考えられる。

また、申立人が居住していた町では、昭和 36 年当時に国民年金保険料の集金を納付組織に委託する制度が存在していたことが確認できるほか、同居親族である兄の国民年金保険料は、申立期間中も納付済みとなっていることから、申立人の主張は信用できる。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

群馬国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 37 年 10 月から 38 年 3 月まで未納となっているが、父親が「町内会の組長が集金にきていたので、20 歳の誕生日から払っている。」と言っていた。私は、昭和 43 年に婚姻し、それまで、無職だったため同居の親が納付していた。

父、母が納付していて、自分だけ納付していないということはありません。

第 3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は申立期間の 6 か月のみであり、それを除き、申立人は、国民年金保険料をすべて納付している。また、納付期間のうち、昭和 42 年 10 月から 61 年 3 月までは任意加入期間であり、50 年 10 月から 61 年 3 月までの期間及び平成 12 年 4 月から 14 年 6 月までの期間は付加年金にも加入している。その上、平成 12 年度及び 13 年度においては、付加年金も含めた保険料を前納していることなどから、申立人は国民年金制度への理解も深く、保険料を支払う意欲が高かったと認められる。

さらに、申立人の婚姻前の時期（申立期間を含む）に申立人と同居し、保険料を支払っていたと認められる両親が申立期間について納付済みであり、申立人のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の申立期間にかかる標準報酬月額額は 38 万円であったことが認められるので、同期間にかかる標準報酬月額額の記録を 38 万円に訂正する必要がある。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月から 12 年 3 月まで

申立期間に係る標準報酬月額 38 万円に相当する保険料が控除されていたことは当時の給与明細書の記載から明らかであるにもかかわらず、社会保険事務所における標準報酬月額額の記録が 9 万 8,000 円となっているのは納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の平成 7 年 9 月から 10 年 3 月までの標準報酬月額額は 38 万円であり、申立人の給与明細書によると、申立期間である 10 年 4 月から同 12 年 3 月までについても、標準報酬月額 38 万円に相当する保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、社会保険事務所の厚生年金被保険者記録には、当初、申立人の申立期間にかかる標準報酬月額が 38 万円と記録されていた。ところが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった平成 12 年 4 月 30 日より後の同年 5 月 16 日付けで、平成 10 年 4 月 1 日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額を 9 万 8,000 円に引き下げる旨の処理をした記録が残されている。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらず、これは同所において事実と反する処理を行ったものと認められる。

これらの事情のほか、申立人の当該事業所での地位その他の事情を総合的に判断すると、社会保険事務所の標準報酬月額についての訂正が有効に行われたとは認められず、申立人の申立期間の正当な標準報酬月額は、当初事業主が社会保険事務所に届け出たとおり、38 万円であると認められる。

山梨国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月から 48 年 8 月まで

昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料が未納であるため支払って下さいと役場から連絡があり、昭和 50 年 12 月 16 日に 32,500 円を銀行に支払った。

ところが、平成 16 年 9 月に社会保険事務所で調べたところ、昭和 46 年 9 月から 48 年 8 月までの 24 か月の保険料が未納とされており、納得がいかない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が提出した領収証書には、「自昭和 44 年 3 月分 至昭和 50 年 3 月分」(昭和 44 年は 45 年の明らかな誤りと考えられる)及び「保険料 32,500 円」と記載されている。

この領収証書の金額「32,500 円」について、当時、特例納付期間を考慮した積算方法を採用したとした場合、社会保険庁の納付記録にあるとおり、昭和 45 年 3 月から 50 年 3 月までのうち昭和 46 年 9 月から 48 年 8 月までの 24 か月分が未納となり、昭和 48 年 9 月から 50 年 3 月までが過年度納付となるが、昭和 48 年 9 月分は、制度上納付することができない期間であるため、不合理である。

一方、特例納付期間を考慮せず、すべて定額保険料で積算する方法を採用したとした場合、制度上納付することができない昭和 48 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月分を除いて、その他の期間については納付したと積算され、領収証書

の金額である「32,500円」が導かれる。この積算方法は、制度上納付が不可能な期間の納付を除外しており、社会保険事務局長の意見においても当該積算方法を採った蓋然性^{がい}があるとの指摘があることから、不合理でないと認められる。

また、申立人は、申立期間以降、すべて期限内に納付しており、納付意識は高かったものと認められ、極力長い期間にわたって国民年金保険料を納付したものである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、制度上納付することができない昭和48年4月から同年8月までの5か月分を除く昭和46年9月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

石川国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月

20 歳に達したときに国民年金に加入し、現在まですべて納付してきたのに、1 か月だけ未納とされていることに納得がいかない。

申立期間当時に結婚し、A 町から B 市へ転居したが、年金関係の手続はきちんと行っており、必ず納付しているはずである。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間当時に結婚し、A 町から B 市へ転居しているが、婚姻による強制加入から任意加入への変更、住所及び氏名変更については適正に手続を行いながら、申立期間の保険料を納付しなかったということは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の趣旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで

当時勤務していた会社を通して夫婦とも納付していた。市の広報を見て、夫婦とも未納とされた期間の保険料を納付した。夫は未納期間が無いのに、自分だけが未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、夫は、申立期間について納付済みとされており、納付年月を確認できる昭和 46 年 4 月以降は、いずれも夫婦の納付年月が同一であることから、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられる。

さらに、夫は、昭和 46 年 11 月 7 日に特例納付をしていることが確認できるが、当時居住していた市が発行していた同月の広報紙において、国民年金に関する特集記事が確認できることから、市の広報を見て未納期間の保険料を納付したという申立人の主張は信用できる。

これらの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 48 年 12 月に国民年金に加入し、保険料は両親の分と併せて、近くの金融機関で納付してきたが、社会保険庁の年金記録では、昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料が未納とされている。

当時、私は、滞りなく保険料を納付していたと記憶しているので、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 48 年 12 月から現在に至るまで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

申立期間当時、広域市町村圏事務組合による国民年金に係る電算システムが導入されており、市町村から送付された領収済通知書を基に電算システムへの入力が行われ、そのデータが市町村を通じて社会保険事務所に送付されていたが、当該電算システムの記録では、申立期間については納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀国民年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月から同年 6 月まで

社会保険庁において昭和 51 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料の納付事実が確認できないとされたが、昭和 51 年 3 月に、国民年金に任意加入する手続を行うとともに、当月分の保険料を納付した。また、同年 4 月から 6 月までの分については、納付組織である自治会の役員により領収されたことを示す書類を所持しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立期間は、4 か月と短期間であり、その後、申立人は、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が国民年金に任意加入する手続を行いながら、手続を行った昭和 51 年 3 月分の国民年金保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

さらに、申立人は、昭和 51 年 4 月から同年 6 月までの 3 か月分については、納付組織として国民年金保険料の徴収を行っていた自治会の役員に国民年金保険料を支払っていたと申し立てているが、国民年金保険料が領収された事実を示す書類を所持しており、その主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私の国民年金保険料の納付記録は、昭和48年1月から同年3月までの3か月分が未納となっているが、この当時は、3か月ごとに納付組合（集金組織）の担当者が自宅まで保険料の集金に来て、いつも私と夫の分の3か月分の保険料を一緒に支払っていた。

当該期間については、夫は納付済みとなっているのに、自分だけ未納となっているのはおかしいので、納付があったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き未納期間はなく、その夫についても未納期間は存在しない。

また、申立人は、3か月ごとに国民年金保険料を集金人に支払っていたと申し立てているが、申立人が居住していた市において集金制度が存在していたことが確認できるとともに、市役所に保存されていた被保険者台帳によると、申立人の国民年金保険料は、昭和46年度から48年度までは、申立期間を除き、3か月ごとに納付されていることが確認できる。

さらに、申立人及びその夫の両方の国民年金保険料の納付日が確認できる昭和40年4月から42年6月までの期間については、納付日がすべて一致していることから、基本的に夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 2

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

昭和 37 年 3 月分及び昭和 38 年度以降の分は納付済みとなっているのに、昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの分のみが未納となっている。当該期間については、同居していた母親が、両親、私及び兄の 4 人分の国民年金保険料をまとめて集金人に支払っており、両親及び兄の分が納付済みとなっているにもかかわらず、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断理由

申立人は、約 38 年間の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付としている。

また、申立期間当時、申立人は、自営業を営む両親及び兄と生計を同じくし、申立人の母親が、家族 4 人分の国民年金保険料をまとめて集金人に支払っていたとしているが、申立人が居住していた市において集金制度が存在していたことが確認できるとともに、申立人の両親及び兄は申立期間について納付済みとなっていることから、申立人のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山口国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月

60 歳になり国民年金加入期間の満了通知が来て、25 か月分の未納があったので社会保険事務所の窓口で確認したところ、その内の 24 か月分については納付の確認ができて訂正されたが、昭和 42 年 3 月については未納であるとの回答を受けた。今まで支払をしないとイケないものはすべてきちんと納付しており、未納があるとは考えられない。

当時、A 市に住んでいたが、住民票記載の住所は B 市のままにしており、同市に住んでいた親が全部納付していたと聞いている。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間は、20 歳で国民年金に加入した直後の 1 か月のみであり、申立人は、申立期間後は 60 歳に到達する前月まで、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金加入手続は、国民年金手帳記号番号の払出日から 20 歳到達後間もなく行われたと考えられるが、加入手続を行った時点で納付可能であった申立期間の分のみを納付しないのは不自然である。

さらに、当初、未納とされていた 2 年分の保険料については、その後、納付の事実が判明し、記録の訂正が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

国民年金 事案 75

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から 55 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から 55 年 5 月まで
昭和 55 年当時、義父と一緒に市役所に出向き、未納額を計算してもらい、未納分について義父が納めてくれたのに、未納になっている。
納めてくれた義父に申し訳ないので、再調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年当時、市役所で未納額を計算してもらい、申立期間についてさかのぼって納付したと主張するが、昭和 55 年当時、申立人の夫は厚生年金に加入していたことから、申立人の国民年金への加入については、任意加入となり、申立人は、制度上、加入手続を行ったときからさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。また、申立人の年金手帳及び社会保険庁の記録においても、申立人は、昭和 55 年 6 月に任意加入したものとされており、その記録に不備は見られない。

また、申立人は、申立期間の納付については、すべて義父が行ってくれ、具体的な内容については分からないとしており、当時の市役所職員とのやりとりの内容や、納付した金額など、当時の納付の状況については不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

富山国民年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 10 月から 45 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月から 45 年 9 月まで
上記期間に係る国民年金保険料納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、記録上確認できないとされた。
しかし、私は夫とともに国民年金保険料を真面目に納めてきたはずであり、4 年分も未納となっていることに納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった時点で国民年金に加入したと思われる」と申し立てているが、その手続についての記憶は明確ではない。

また、申立人は、町内の何らかの役職者が保険料の集金に来ていたとしているが、その集金実態については具体的にされず、ほかに関連資料等も無いことから、申立期間について、申立人が夫と同時に保険料を納付していたと認めるのは困難である。

さらに、申立人の国民年金手帳の交付は、年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 44 年 1 月 24 日から 46 年 4 月 1 日の間に行われていることから、最も早い 44 年 1 月に払出しが行われたとしても、時効により納付できない過去の期間の保険料が納付されたこととなり、不合理な点があると言わざるを得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立期間について申立人が厚生年金保険の被保険者として処理されていることについて、申立人の主張するように船員保険の被保険者と変更すべきものとは認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月1日から平成4年4月1日まで

申立人は、昭和46年4月から平成4年3月末日まで、A事業所に船員として勤務したのであるが、昭和63年4月までは、船員保険の被保険者として処理されていたのに、同年5月1日から厚生年金保険の被保険者に切り替えられたのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

関連資料によると、A事業所に船員として雇われ、船員保険の被保険者とされていた申立人が、昭和63年5月1日から厚生年金保険の被保険者に切り替えられたのは、A事業所による船員保険被保険者資格喪失届の届出と厚生年金被保険者資格取得届の届出によって処理されたものであることが認められる。このことは、申立人も認識しているように、給与明細書において、昭和63年4月分までの保険料は船員保険料として控除されていたのに、同年5月分からは厚生年金保険料として控除されていることによって裏付けられる。

また、船員保険法第17条は、船員法第1条に規定する船員であって船舶所有者に使用されている者が船員保険の被保険者となると定め、船員法第1条では、湖、川又は港のみを航行する船舶に乗り組む者は船員に含まれないと定めるところ、申立人が使用されていたA事業所は、B港内の清掃業務及び廃油処理業務を行っていて、その業務に使用する船舶は、B港内のみを航行する船舶であったことが認められるので、本来、その船舶に乗り組んでいた申立人は、船員保険の被保険者とはならないものである。A事業所が、昭和63年4

月ころに至ってこれに気付き、船員保険から厚生年金保険に切り替えの手続をしたと推定される。なお、申立人の船員手帳では、昭和 63 年 5 月 1 日に雇止がなされたことが認められる。

したがって、申立期間について、申立人が船員保険の被保険者として取り扱われる船員であったとは認められず、申立人が厚生年金保険の被保険者として処理されていることは、手続上も問題はなく、申立人の主張するように船員保険の被保険者に変更すべきものとは認められない。

滋賀厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 16 日から 33 年 10 月まで

申立人は、申立期間について I 市の N 事業所に勤務していたが、社会保険事務所へ期間照会したところ、「厚生年金に加入している事業所の中に見当たりません。」と回答された。厚生年金保険被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」が昭和 32 年 3 月 16 日となっているので納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の調査結果及び事業主の妻からの聴取結果により、N 事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時申立人の給与から保険料を控除したことはないと認められる。

なお、申立人は昭和 32 年 3 月 16 日当時中学生であり、申立人が主張する厚生年金被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」が昭和 32 年 3 月 16 日であることは、申立人の職歴及び年金手帳番号払出簿から昭和 42 年 3 月 16 日の記入誤りと認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。